

令和元年度老人保健健康増進等事業

認知症高齢者等を支えるやさしい地域づくりに向けた成年後見制度の利用に係る  
相談体制とネットワーク構築に関する調査研究事業

株式会社三菱総合研究所

(事業実施目的)

成年後見制度は高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための重要な手段の一つであるにもかかわらず十分に利用されていないため、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度利用促進基本計画に基づき5年間を目途に市町村において権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築することが掲げられているが、具体的な取り組みが進んでいる市町村は少ない。

そこで、本事業では、市町村における高齢者の権利擁護支援の実施状況、中核機関の設置検討状況を把握したうえで、中核機関の設置促進方策を提示し、今後の各地域における高齢者を含めた総合的な権利擁護体制の充実を目的とした。

(事業の概要)

本事業では、検討委員会を設置し、市町村における高齢者の権利擁護支援の実施状況、中核機関の設置検討状況を把握するアンケート調査を実施するとともに、ヒアリング調査、関係者勉強会の実施を通じて中核機関設置に係る課題を抽出した。これらの調査結果をもとに中核機関立ち上げに向けたヒント集を作成するとともに、その成果を普及させるために事業報告会を開催した。

(事業結果)

アンケート、ヒアリング調査の結果から、市町村で中核機関の設置が進まない理由として、関係者が中核機関の機能・イメージを持ってない、地域にニーズがあるか分からない、運営の担い手を確保できない、庁内外の連携が難しい、単一市町村では対応しきれないといった課題が明らかになった。

これをふまえて、今後中核機関立ち上げのプロセスを検討する市町村に参考となる成年後見利用促進法や国の基本計画等に関する行政情報、課題に対応するための基本的な考え方とその参考となる地域の取り組み事例を盛り込み、中核機関の立ち上げを推進するためのヒント集を作成した。